

佐賀県訓令甲第6号

農 林 水 産 部
佐賀県林業試験場

佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>普及指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>普及指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 県営林の経営、管理及び使用に関すること。</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。